

第23回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料5-3
平成21年5月19日	

# 幼児教育の無償化について (中間報告)

平成21年5月18日  
今後の幼児教育の振興方策に関する研究会

## 目 次

1. はじめに.....	3
2. 幼児教育無償化の意義及び必要性・重要性.....	4
(1) 総論 .....	4
(2) 幼児教育の重要性に関する認識の高まり .....	4
(3) 幼児教育の教育的・社会経済的効果 .....	5
(4) 少子化対策としての位置付け .....	5
(5) 諸外国との比較 .....	6
3. 無償化の対象 .....	8
(1) 総論 .....	8
(2) 対象者 .....	8
(3) 対象年齢 .....	9
4. 無償化の仕組み.....	10
(1) 無償化の仕組み .....	10
(2) 無償化に関連する課題 .....	13
(ア) 教育の質の維持・向上について.....	13
(イ) 義務教育化について.....	14
(ウ) 国・地方公共団体による幼児教育の提供の責務について.....	14
5. 無償化の財源及び制度化の時期.....	16
(1) 財源 .....	16
(2) 制度化の時期 .....	18
6. おわりに.....	19

(資料1) 教育基本法(抄) .....	21
(資料2) 学校教育法(抄) .....	21
(資料3) 諸外国における幼児教育の投資効果に関する研究成果 .....	22
(資料4) ペリー就学前計画における40歳時点での主な効果 .....	23
(資料5) 教育投資に対する収益率のイメージ .....	23
(資料6) 情動の科学的解明と教育等への応用に関する検討会報告書(抄) .....	24
(資料7) 子育て家庭の意識調査結果 .....	25
(資料8) 諸外国における幼児教育の無償化に係る動き .....	26
(資料9) 幼児教育費の国際比較 .....	27
(資料10) 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較 .....	29
(資料11) 教員の平均年齢、平均勤務年数、平均給料月額の比較(設置者 別・学校段階別) .....	30
(資料12) 市町村における幼稚園・保育所の設置状況 .....	31
(資料13) 幼稚園及び保育所の一人当たり年間コスト負担 .....	31
(資料14) 幼稚園と保育所の費用負担の比較(平成21年度政府予算ベー ス) .....	32

## 1. はじめに

教育は、子どもの望ましい発達や健やかな成長を期待し、子どもの持つ潜在的な可能性に働き掛け、その人格の形成を図る営みである。特に、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、子どもの心身の健やかな成長を促す上で、「生きる力」を幼児期から育成することは、極めて重要な意義を有している。

こうした認識の下、平成18年に改正された教育基本法では、新たに「幼児期の教育」が規定され、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないとされた。

一方、近年、先進諸国を始めとした諸外国においては、幼児教育を、教育的効果が高いだけでなく、社会経済的な投資効果も極めて高い公共的事業としてとらえ、国策としてそのコストを社会全体で負担する「無償化」の取組を加速させており、今や幼児教育の無償化への取組は世界の趨勢である。

資源に乏しい我が国が将来にわたり持続的に発展していくためには、子どもが持つ大きな可能性への投資が極めて重要である。国際競争力の維持・強化の観点からも、社会経済に大きな影響を及ぼす幼児教育の無償化は、我が国にとって国家戦略上、喫緊の課題となっている。

このため、政府としては、平成18年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（骨太の方針2006）において、「幼児教育の将来の無償化について歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討」することとされ、幼児教育の無償化は、政府の重要課題として明確に位置付けられるようになった。以降、累次の閣議決定がなされるなど、幼児教育の無償化の重要性はますます高まってきている。

本研究会は、これらを踏まえ、平成20年5月から、諸外国の取組状況や財源、制度等について調査・検討及び議論を行ってきたところであり、今般、これまでの検討結果について中間的に取りまとめた。

## 2. 幼児教育無償化の意義及び必要性・重要性

### (1) 総論

- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に、子どもが質の高い幼児教育を享受できることは、その心身の健やかな成長にとって極めて重要な意義を有している。
- さらに近年、幼児教育に関して、
  - ・ その重要性に関する認識が高まってきていること
  - ・ その教育的・社会経済的効果が実証的に明らかになってきたこと
  - ・ その経済的負担の軽減が少子化対策上の施策として求められていること
  - ・ その重要性を認識した諸外国が無償化の取組を進めていることが指摘されている。
- これらを踏まえると、幼児教育に係るコストを社会全体で負担し、幼児教育を無償化することにより、全ての幼児が幼児教育を享受する機会を実質的に保障することは、我が国の国家戦略上の喫緊の課題であると言える。

### (2) 幼児教育の重要性に関する認識の高まり

- 幼児期の教育は、子どもの基本的な生活習慣を形成し、道徳性の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探求心を養い、創造性を豊かにするなど、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要な役割を担っている。
- このため、教育の目標として今日特に重要と考えられる事項として、先般の教育基本法改正において、新たに幼児期の教育に関する規定が創設された。
- さらに、従来から幼児教育の中核としての役割を果たしてきた幼稚園についても、改正学校教育法において、子どもの発達の段階の観点から、学校種の規定順が見直されて、幼稚園が学校教育の始まりとして最初に規定されるとともに、「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」ものであることが明記された。
- このように、幼児教育の重要性についてはこれまでも教育に係る様々な場面で指摘されてきたが、近年特に、全ての幼児が質の高い幼児教育を享受できる環境づくりの必要性についての認識が高まってきている。

### (3) 幼児教育の教育的・社会経済的効果

- 幼児教育は幼児の望ましい発達をもたらすという教育的効果のみならず、社会経済的効果を有しており、その波及効果は社会経済全体に及ぶものである。  
このことについては、近年、諸外国において、米国でのペリー就学前計画における研究を始め、英国やニュージーランド等での大規模追跡調査などで、質の高い幼児教育が、その後における成績の向上や進学率の上昇、所得の増大、犯罪率の減少をもたらすなど、教育的・社会経済的効果を有するとの実証的な研究成果が得られている。
- これらの研究成果では、小学校就学前に実施される幼児教育は、小学校就学後の教育投資の効果を増大させ、その効果は成人後まで及ぶと指摘されている。  
幼児教育は、「後伸びする力」を養うことを念頭において、将来への見通しをもって、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものである。一連の研究成果では、幼児教育は外形的に測ることができるような能力（認知的能力）の上昇のみならず、意欲、忍耐、根気などの能力（非認知的能力）を育み、これが小学校就学後、成人後にも大きな効果をもたらすものと考えられている。
- また、脳科学の分野でも、一般に、脳の生理学的な発達に連動して、それぞれの脳機能ごとに、環境や訓練・学習により脳の構造・機能が大きく変化しやすい感受性期（臨界期）が存在することがわかってきている。そして、この脳機能の感受性期の多くが、幼児期に存在することが明らかになってきている。このように、幼児期は人間の発達にとって重要な時期であり、幼児教育の重要性が科学的にも裏付けられてきている。
- なお、我が国においては、前述したような幼児教育の効果に係る大規模追跡調査は実施されていない。幼児期の教育とその後の学力・生活実態との関連についての調査・研究を行い、科学的な検証を更に進めるなど、一層の基盤的調査研究が必要である。

### (4) 少子化対策としての位置付け

- 幼児期は一般に親の年齢が若く、収入も少ないことから、子育て家庭にとって、幼児の教育・保育に係る費用は過重な負担となっており、教育費の負担軽減は少子化対策上の施策として最も要望の高いものである。

- 子育て家庭に対するアンケート調査結果によれば、子どもが保育所や幼稚園に通う世帯の約6割（第1位）が、子育て費用の負担感の内容として、「保育所や幼稚園にかかる経費」を挙げている。  
また、子どものいる20～49歳の女性のうち、少子化対策として「経済的支援措置」が重要だと考える人の約7割（第1位）が「幼稚園費等の軽減」を望んでいる。
- また、少子化社会対策基本法においては、国及び地方公共団体の責務として、奨学事業など子育て家庭の経済的負担の軽減が規定されている。例えば、保護者の経済的負担の軽減を図る施策である幼稚園就園奨励費補助制度や保育制度等は、少子化対策関係施策として明確に位置付けられている。
- こうしたことから、子育て家庭の教育に係る経済的負担の軽減を実現するものである幼児教育の無償化は、少子化対策の一環としても重要性の高い施策と位置付けられるものであると言える。

#### （5）諸外国との比較

- 先進諸国を始めとした諸外国では、様々な形で幼児教育の無償化の取組が進められており、学校教育制度・保育制度のどちらに組み入れられているかの違いはあるものの、概ね3～5歳において教育・保育の無償化が進んでいる。
- 例えば、英国では1998年までに全ての4歳児、2004年までに全ての3歳児について一定時間分の無償化が導入されており、その対象時間も、順次延長されてきている。  
韓国でも1999年より段階的に無償化が実施され、現在では5歳児の約3割が無償となっている。  
また、フランスや米国では公立を中心に幼稚園が整備されており、伝統的に幼児教育は無償とされている。
- 他方、幼児教育費の国際比較を見ると、2005年現在、我が国は、OECD諸国の中で、
  - ・ 幼児一人当たりの就学前教育費は、4,174ドルで、25か国中19位
  - ・ 一人当たりで見た初等中等教育費に対する幼児教育費の割合は、57%で、25か国中22位
  - ・ 就学前教育費の対GDP比は、0.21%で、25か国中22位
  - ・ 就学前教育費の公費負担割合は、44.3%で、26か国中24位
 と、極めて低い状況にある。

- また、高齢化が進んだ社会においては、公的支出は高齢社会対策に偏りがちとなり、次世代育成支援のための経費が減少する傾向にあることから、投資配分の割合を積極的に次世代育成支援にシフトすべきであるとの指摘がある。

実際、高齢者に対する支出と子どもに対する公的支出の割合を見ると、我が国は、「高齢」関係が約47%、幼児教育費を含む「家族」関係が約4%となっており、諸外国と比較して、高齢者に対する支出の割合が高く、子どもに対する支出の割合が低い。

- 我が国は、幼児教育を始め子どもに対する教育費の支出の割合を高めるべきである。



### 3. 無償化の対象

#### (1) 総論

- 改正教育基本法における幼児期の教育には、幼稚園や保育所のみならず家庭や地域社会において行われる教育も含まれている。全ての子どもに質の高い幼児教育を提供するという観点からは、幼児を保育する全ての施設、家庭、地域社会が、相互に適切な役割分担をしながら、その教育機能を発揮していく必要がある。
- とりわけ、幼児期の教育においては、小学校就学前までに育つことが期待される「生きる力」の基礎となる心情、意欲、態度などを得ることが重要である。このため、幼児期の発達の特徴を踏まえ、同年代の幼児との集団生活のなかで、幼児が主体的な活動としての遊びを通じて、これらを総合的に身につけるよう導くことが大切である。
- 無償化のための公費を投入するに当たっては、このような幼児教育のねらいを達成するために、幼稚園教育要領等に基づいて計画的に環境を構成して行う教育を行っているかなど、幼児期にふさわしい教育として一定の質を有しているか否かを考慮すべきである。  
すなわち、無償化の対象については、上述したような幼児期にふさわしい教育が制度的に担保されていることが必要である。

#### (2) 対象者

- 幼児期にふさわしい教育が実施されることを無償化の前提条件とすれば、まず、集団生活を通して「生きる力」の基礎がはぐくまれることを目指す学校教育法、幼稚園教育要領等の理念が実現されることが基本となる。  
したがって、基本的には、下記の幼児を無償化の対象とする方向で検討すべきである。
  - ① 我が国の幼児教育の中核としての役割を担っており、学校教育法、幼稚園教育要領等に沿って教育を行うことが義務付けられている「幼稚園」に在籍する幼児
  - ② 学校教育法に掲げる幼稚園教育の目標が達成されるよう保育を行うことが義務付けられている「認定こども園」の幼稚園機能部分に在籍する幼児
  - ③ 幼稚園教育要領と整合性が図られた保育所保育指針に基づき保育を行うことが義務付けられている認可「保育所」に在籍する幼児

- 認定こども園については、認定こども園制度及び保育制度改革の動向を踏まえる必要がある。
- また、認可外保育施設等については、現状では保育所保育指針に基づく保育が法令上担保されていない一方、保育制度改革の議論において保育の質の引上げも検討されていることなどから、その費用負担の在り方については、まずは保育制度改革の議論の中で検討されることが適当である。
- なお、障害児通園施設や児童デイサービス等、児童福祉施設である障害児施設等に在籍する幼児についても無償化の対象とすることを検討すべきとの意見があった。

### (3) 対象年齢

- 幼稚園に在籍する幼児については、現に3～5歳児を対象として集団生活を通じた教育が行われており、教育の機会均等の観点から、通園する全ての幼稚園児（3～5歳児）を対象とすることを基本とすべきである。  
また、認定こども園の幼稚園機能部分に在籍する幼児についても、これに準じて取り扱うことが適当である。
- 同様に、保育所の幼児についても、集団生活を通じた教育としての幼児教育への適性の観点から見て、3～5歳児は無償化の対象に含めるのが適当であると考えられるが、認可外保育施設の扱いや保育制度における無償化の在り方と併せて、まずは保育制度改革の議論の中で検討されることが適当である。

#### 4. 無償化の仕組み

##### (1) 無償化の仕組み

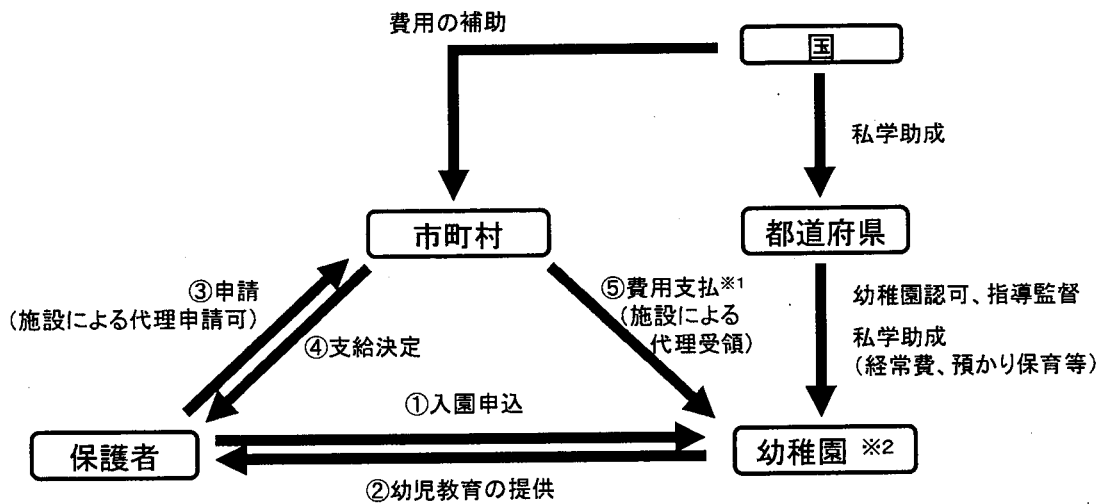
- ここでは、幼稚園及び認定こども園の幼稚園機能部分の無償化の具体的な仕組みについて検討する。

なお、別途検討が進められている保育制度改革の中で保護者負担の在り方も検討対象となっており、保育所における無償化の具体的な仕組みについては、幼児教育の観点から、どの範囲までを無償化の対象とするかを含め、まずはその改革の議論の中で検討されることが適当である。
- 教育に係る費用についての公財政負担の方法は、設置主体の別を問わず、学校の運営費に対する予算措置（機関補助）と個人の教育費に対する予算措置（個人給付）があるが、この双方がそれぞれ達成すべき政策目標に応じて適切に補完し合っていくことが必要である。
- 現在、私立幼稚園に対する公費による支援の仕組みとしては、私立学校の振興を目的とした機関補助制度である私学助成（都道府県が行う学校法人への助成及びそれに対する国の補助）と、国民の幼稚園への就園を奨励する個人給付制度である幼稚園就園奨励費補助制度（市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う幼稚園就園奨励事業及びそれに対する国の補助）がある。
- 現行の幼稚園就園奨励事業は、入園料及び保育料の全国的な平均額を基準としてこれらの一部を補助対象とする、保護者に対する個人給付制度であり、幼稚園が代理受領するのが一般的であると考えられる。

一方、私立学校の振興を目的とした私学助成は、私学の建学の精神をいかしつつ、その教育活動が継続的かつ安定的に行われることを目的として、地域の実情に応じて、都道府県から私立幼稚園に対して支給されている。
- 国民の幼稚園への就園を奨励するという政策目的と同時に、私立学校の振興を図るという政策目的も合わせて重要であり、先に述べたとおり、それぞれの政策目的に則して構築されたこれらの公的支援制度が引き続き充実され、両制度があいまって幼児教育の振興が図られていくことが適切である。
- 以上を踏まえれば、幼児教育の無償化については、私学助成のように私立学校の振興を目的とするものではなく、全ての幼児に幼児教育を享受する機会を等しく保障することを目的とするものであることから、現行の機関補助と個人給付の二本立てによる幼児教育の振興を前提とした上で、現行の幼稚園就園奨励費補助制度を基本としつつ、これを拡充した個人給付制度により実現することが適当である。

- 具体的には、次のような制度とする方向で検討すべきである。(図表1)
  - ① 幼稚園就園奨励費補助制度を基本とした保護者に対する個人給付制度とした上で、就園状況の確認、幼児教育のための確実な支給等の観点から、幼稚園が代理受領することもできる制度とする。
  - ② 無償化の対象経費については、すべての幼児に幼稚園教育要領に定める教育を実施するために必要な本体的経費として、各施設における「入園料」と「幼稚園教育要領に定められた標準的な保育時間である4時間の保育を実現するための必要相当の保育料」の全国的な平均額を基準とする。
- その際、教育の質を高める観点から、特色ある教育環境の整備、有能な教員の確保など、一層の教育の質の向上を図るために、各施設において、追加の費用を徴収することも可能とする方向で検討すべきである。
- また、現在、幼稚園就園奨励事業については、幼稚園が在る市町村の大半が実施している現状にあるが、その性格は、市町村による任意実施の自治事務である。無償化に際しては、制度の確実かつ安定的な実施の観点から、法制度化（市町村に対する支給の義務付け及び国の負担の明確化など）を含めて検討すべきである。

(図表 1) 無償化の実施スキーム (私立幼稚園の場合)



- ※ 1 入園料及び保育料の全国的な平均額を基準とする。なお、施設によっては保護者からの追加徴収を可能とする方向で検討。
- ※ 2 認定こども園の幼稚園機能部分については、幼稚園に準じて、無償化の対象とする方向で検討。
- ※ 3 市町村に対する支給の義務付け及び国の負担の明確化など、法制度化を含め、検討。

## (2) 無償化に関連する課題

### (ア) 教育の質の維持・向上について

- 幼稚園における教育の質は学校教育法や幼稚園設置基準、幼稚園教育要領等の関係法令、保育所における保育の質は児童福祉法や児童福祉施設最低基準、保育所保育指針等の関係法令により担保されているが、無償化の実施に併せて、一層の質の向上を図ることが重要である。
- 具体的には、施設における各種の評価の実施並びに結果の公表等、幼稚園・保育所の教員や保育士等の合同研修の促進、幼稚園教諭免許・保育士資格の併有促進、教員免許更新制の円滑な実施など、質の向上のための更なる取組の推進に努めるべきである。
- 特に、学校評価については、自己評価が義務、学校関係者評価が努力義務とされており、第三者評価も今後の検討課題とされているが、必ずしも取組が十分とは言えず、これらの学校評価の取組の強化に努めるべきである。  
また、保育所においては、平成21年3月に自己評価ガイドラインが策定されたところであり、幼稚園のみならず、それぞれの幼児教育施設がこれらの自主的な取組を進めていくことが重要である。
- また、改正教育基本法等の趣旨を踏まえて改訂された幼稚園教育要領や、教育面において幼稚園教育要領と整合性の図られた保育所保育指針の趣旨の周知と理解を図ることも重要である。国・地方公共団体・私学団体等において、説明会・研修会の実施などの取組がなされているところであるが、今後も幼稚園・保育所等を通じて、こうした取組を引き続き推進していくことが重要である。  
加えて、子どもが小学校教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園や保育所等において同等の教育が行われるように連携を図り、小学校就学前の教育の質を高めていくことが求められる。
- さらに近年、核家族化の進行や地域社会における人々のつながりの希薄化などを背景に、家庭や地域社会における教育力の低下が指摘されており、幼稚園等の施設は、これまで培ってきた幼児教育のノウハウや成果等を、家庭や地域社会の支援のために十分に活用して、子育ての支援等に取り組んでいくことが求められる。

- なお、幼稚園教諭や保育士には高い専門性が求められる一方、小中学校の教員と比較して給与水準が低いという現状がある。特に私立幼稚園では、教員の平均年齢・勤務年数・平均給与が低く、こういった事情が私立幼稚園における教育の質の向上の枷となっているとの指摘がある。

教育の質を確保するためには、優秀な人材の定着を図ることが重要であり、国及び地方公共団体において必要な財源面の手当てを行うなど、優秀な人材が長期にわたってその職に就いていられるよう、教職員の待遇改善も図っていく必要がある。

#### (イ) 義務教育化について

- 幼児教育の無償化に当たっては、憲法に規定される義務教育無償の原則との関係から、幼稚園を始めとする施設における教育の義務教育化（全ての保護者に一律に子の就学義務を課すること）の是非も論点の一つである。
- 確かに、幼児教育の教育的・社会経済的効果が明らかになってきていることや、家庭や地域社会の教育力が低下してきている現状を鑑みると、施設における幼児教育を全ての幼児に提供することも一つの手段としては考えられる。
- しかしながら、現状においては、保護者が幼児を施設に通わせずに教育を行うことを一律に否定して、施設での教育を制度として義務付けることについては、国民的な合意が得られているとは言い難い。
- また、諸外国において幼児教育（小学校就学前教育）を無償化している場合においても、一般に義務教育化はされていない。
- このような状況を踏まえれば、まずは、全ての子どもが幼児教育を享受する機会を実質的に保障するため、無償化により基本的な費用負担なく質の高い幼児教育を享受することができる環境を整えるべきであり、幼児教育の義務教育化については、無償化後の幼児教育の普及状況や今後の国民的な議論を踏まえて検討していくべきである。

#### (ウ) 国・地方公共団体による幼児教育の提供の責務について

- 先般の教育基本法の改正において、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備等に努めなければならないことが明記された。

- 現在、市町村別に見ると、幼稚園の設置市町村数は1,458(80.5%)であり、未設置市町村数は353(19.5%)に及ぶ。しかし、保育所も含めれば、幼稚園又は保育所を設置している市町村数は1,786(98.6%)であり、未設置市町村数は25(1.4%)である。
- また、社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告では、保育所については認定こども園制度の活用等を含めて検討することとされており、認定こども園制度の在り方に関する検討会報告書においても、幼稚園又は保育所の一方しかない地域においては、認定こども園制度を活用することが望ましいとされている。
- 全ての幼児が健やかな成長に資する良好な環境を享受するために、国及び地方公共団体は、今後、認定こども園制度の活用を含め、地域の実情に応じて、幼児教育が提供される環境の整備に努める必要がある。

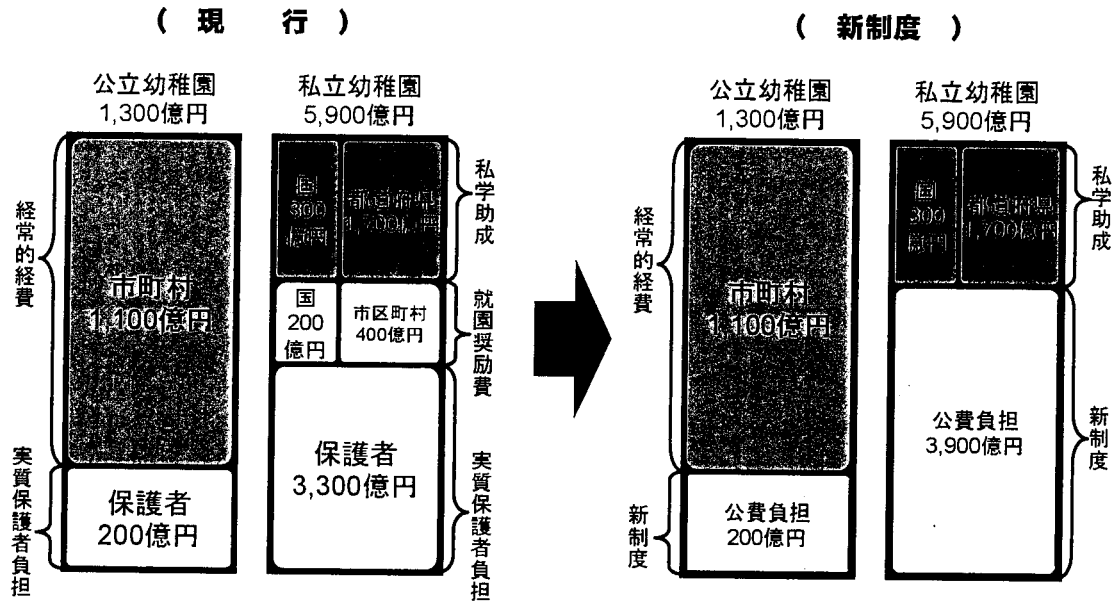


## 5. 無償化の財源及び制度化の時期

### (1) 財源

- 「3. 無償化の対象」で述べた対象について無償化を実施するとした場合、入園料及び保育料に係る現在の保護者負担を無償にするとして試算すると、必要となる追加公費の額は、国及び地方公共団体で合わせて、約7,900億円と推計される。(図表2, 3)
- 「経済財政政策の基本方針2008」(骨太の方針)等においては、「幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討」することとされている。
- 他方、平成20年12月に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」では、「消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療、及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てる」とされている。
- 前述のとおり、幼児教育の無償化は、教育施策であると同時に、少子化対策上の重要な施策の一つであることから、この中期プログラムにおける少子化対策として位置付け、安定財源を確保した上で実施することが適当である。

(図表2) 幼稚園に係る無償化の財政フレーム図



- ※1 平成21年度幼稚園就園奨励費補助金、私学助成の政府予算ベースで推計したもの。施設整備費を除く。
- ※2 公立幼稚園の経常的経費は地方交付税措置額であり、就園奨励費の地方交付税措置分が含まれている。また、現行で公立に支給されている就園奨励費4億円は本図では省略。
- ※3 私学助成の都道府県分は地方交付税措置額である。

(図表3) 無償化に要する追加公費 (平成21年度ベース)

	公立	私立	計
幼稚園	200	3,300	3,500
保育所	2,000	2,300	4,400
計	2,300	5,600	7,900

単位：億円

- ※1 平成21年度の政府予算ベースで推計したもの。
- ※2 幼稚園・保育所に通園する3～5歳児の全員を無償化する場合。
- ※3 幼稚園は幼稚園教育要領に定める幼児教育を実施するために必要となる4時間相当の本体的な教育のための経費、保育所は児童福祉施設最低基準で定められた8時間の保育のための経費を前提とした数値。
- ※4 認定こども園の幼稚園機能部分については、この試算では含まれていない。
- ※5 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

## (2) 制度化の時期

- 前述の通り、骨太の方針において、幼児教育の無償化については、「歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討」することとされている。
- また、改正所得税法の附則では、「遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされている。
- さらに、社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告では、新たな保育制度体系の実現には、税制改革の動向を踏まえつつ検討を行う必要があるとされている。
- こうした背景を踏まえれば、無償化の制度化の時期については、消費税を含む税制の抜本改革を行うための法制上の措置を講ずる時期及び保育制度改革の時期の動向等を勘案しながら、検討すべきである。
- なお、無償化が実現するまでの間においても、幼稚園就園奨励費補助制度の拡充等により、幼児教育に関する経済的負担を軽減するなど、幼児教育に関する財政措置を拡充していくことが必要である。

## 6. おわりに

今回の報告は、中間報告であり、無償化の具体的な制度設計や制度化の時期等については、保育制度改革中での議論も踏まえつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革や保育制度改革の時期・動向等を勘案して、引き続き検討していく必要がある。

幼児教育の無償化の実現には多大な財源が必要となることから、今後も、広く国民の理解を得つつ、文部科学省だけでなく関係省庁を含め、政府全体として検討を進めていくことが重要である。